

平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「とちぎグローバル人材育成プログラム（上級コース）」
募 集 要 項

「栃木県」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「大学コンソーシアムとちぎ」では、平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主

体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、栃木県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する大学コンソーシアムとちぎ（以下「本協議会」という。）が実施するとちぎグローバル人材育成プログラム（上級コース）（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業は、栃木県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次以上）、専修学校（専門課程）において学ぶ学生が、地域の課題解決等に向き合いながら、語学力、コミュニケーション能力、グローバルな視点で考え行動する能力を身に付けるとともに、地域企業等は学生をインターンシップで受け入れることにより、互いに協働して活動する仕組みを構築し、人材育成と地域の活性化を実現することを目的として実施するものです。

2. 事業の概要

本事業は、グローバルな視点で考え行動する能力等を身に付けるための海外留学、海外インターンシップ、海外でのフィールドワーク等（以下「留学等」という。）と、地域に貢献する人材を育成する観点から留学等の前後に栃木県内の企業、団体等で実施する地域インターンシップを組み合わせたプログラムです。

本事業に応募しようとする学生は、栃木県が重点的に進めている取組に関連した「ものづくり・食農医分野」「観光・地域づくり分野」の2つのうちどちらか1つを選択し、具体的な活動内容やミッション等を自ら設計してください。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力

- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

(2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材

本事業では、上記の人材像に加え、特に下記のような人材を支援します。

(4) 地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、栃木県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次以上）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

＜本協議会が実施するプログラム＞

○留学等のプログラム及び事前・事後の地域インターンシップ（栃木県内の企業、団体等）

本事業に応募しようとする学生は、下記の2つの分野のうちどちらか1つを選択し、海外留学、海外での実践活動（インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースドラーニング等）と、栃木県内の企業、団体等で実施する地域インターンシップの具体的な活動内容やミッション等を自ら設計してください。

※申請時においては、海外留学、海外での実践活動及び地域インターンシップの相手方は、必ずしも確定している必要はありません。

※地域インターンシップは、事前と事後の両方（併せて20日以上）を実施していただきます。

①ものづくり・食農医分野…本県産業の中心であるものづくりや農業などを中心に、グローバルな展開をしている製造業や食・農・医療・環境等の分野で活躍したい学生を支援します。

②観光・地域づくり分野…栃木県の地域資源を生かす観光プランナーや地域づくり・地域の課題解決等の分野で活躍したい学生を支援します。

○事前オリエンテーション

実施時期等については、後日お知らせします。

○事後報告会

実施時期等については、後日お知らせします。

<日本代表プログラム>

- ・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）
- ※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①平成30年8月11日から平成31年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。なお、原則として日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。
- ②諸外国における留学期間が28日以上2年以内（3か月以上推奨）の計画
 - ※留学期間が1年以上かつ支援期間が13か月以上となる計画の支援人数は、1人を上限とします。
 - 留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。
 - ※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。
- ③留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画
 - ※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。
- ④日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
 - ※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
 - ※海外の活動計画は、大学や研究所等での学修と実践活動の両方を含むことを基本としますが、テーマに沿った計画であれば実践活動のみでも認める場合があります。ただし、受入れ機関が存在していること、かつ、実践活動のみの計画が在籍大学等において教育上有益な学修活動と認められることが条件となります。
- ⑥留学先が、外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

(3) プログラムの参考例

分野	海外での学修活動	海外での実践活動	留学月数	地域インターンシップ 相手先	
				(事前)	(事後)
観光・地域 づくり分 野	オックスフォード語 学学校（イギリス）で、 語学能力を向上させ	海外での学修活動を 生かし、カンボジア でインターンシップ	9ヶ月	宇都宮市 まちづく りセンタ	宇都宮市 まちづく りセンタ

	るとともにまちづくりに関する研究を行う。(私費留学)	を行う。		ー「まちぴあ」	ー「まちぴあ」
	香港大学(中国)で、語学力を向上させるとともに観光学を学ぶ。(交換留学)	JTB 香港支店、海外旅行に関するインターンシップを行う。	12ヶ月	JTB 関東宇都宮支店	とちぎテレビ
	国立政治大学(台湾)で、語学能力を向上させるとともに観光開発に関する研究を行う。(交換留学)	JTB 台湾で、海外旅行に関するインターンシップを行う。	6ヶ月	(株)ファーマーズフォレスト(えにしトラベル)	(株)ファーマーズフォレスト(えにしトラベル)
	ノーザン・ブリティッシュ・コロンビア大学(カナダ)で、日本語学習者の認知活動を研究する。(交換留学)	日本語授業のTAを行う。	8ヶ月	チサンホテル宇都宮	ゴールド・インターナショナル・スクール

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本事業の審査は、「産業界を中心に社会で求められる人材」、「世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材」及び「地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材(グローバル人材)」を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 求める人材

本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であること。

(2) 人物評価の観点

① 目的の方向性

- ・留学の成果を地域の発展に還元できること。

② 目的達成に導く力

- ・留学等に対する強い意欲を有し、高い志を持っていること。
- ・地域のグローバルリーダーとなるにふさわしい基礎思考力、コミュニケーション能力、精神力等を有していること。

③ 本事業との適合性

- ・地域の課題、地域を発展させるための取り組み等について考えていること。
- ・栃木県内に定着する意欲が高いこと(県内企業への就職を希望している等)。

(3) 計画評価の観点

- ・本事業及び選択分野の趣旨に沿った達成目標が明確かつ適切に設定されていること。
- ・計画内容やスケジュールが目的達成に向けて適切であること。
- ・実現可能性が高い計画内容であること。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

※詳細は別紙1-1、別紙1-2及び別紙2を参照。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

3名から5名程度

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は1名を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
※詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

（注）採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。

- (7) 平成30年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
- ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
 - ※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。
 - ※日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能であるが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行うこと。
- (9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生
- ※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航開始前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。
- (10) 本制度の平成30年度後期（第9期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。
- 本事業では、上記の要件に加え、次の要件を全て満たす学生を対象とします。
- (11) 栃木県内の高等教育機関に在籍する学生
- (12) 「とちぎグローバル人材育成プログラム」の共通科目を6単位以上修得している又は今後修得できる学生

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- ※在籍大学等は、文部科学省から送付された「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した本協議会のウェブページから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) 海外留学・海外インターンシップ支援事業のウェブページ

URL : <http://www.consortium-tochigi.jp/ryugaku.html>

(2) 応募学生申請書類 (電子媒体)

- ①平成 30 年度後期 (第 9 期) 官民協働海外留学支援制度留学計画書 (様式 1) … 1 部
- ②自由記述申請書 (様式自由) …記載する事項は、①の「留学計画書 (5. 自由記述欄)」
のとおり … 1 部
- ③留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等及び外国語の検定、
資格を確認できる書類の写し … 1 部

※③については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

平成 30 年 4 月 20 日 (金) 17 時必着

在籍大学等への提出期限は在籍大学等で設定されるため、上記と異なる期限となる場合がありますので、詳しくは在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類 (電子媒体) は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を 2MB 以内におさえて作成してください。

※申請書類 (紙媒体・電子媒体) の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落 (不足) や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限 : **平成 30 年 4 月 20 日 (金) 17 時必着**

本協議会への提出期限 : **平成 30 年 5 月 8 日 (火) 17 時必着**

書面審査 (一次審査) : 平成 30 年 5 月中旬

書面審査結果の通知 : 平成 30 年 5 月中旬

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査 (二次審査) : 平成 30 年 5 月下旬

場所 : 未定

審査方法 : グループでのディスカッション、プレゼンテーション及び個人面接審査

※面接審査は、書面審査の合格者に対してのみ実施します。

※面接審査に伴う旅費等は、応募学生の自己負担になります。

採否結果の通知 : 平成 30 年 6 月中旬

事前オリエンテーション : 平成 30 年 7 月中旬 (本協議会が実施)

事前インターンシップ : 留学等の開始前

※事前・事後併せて 20 日以上となるようにしてください。

日本代表プログラムの事前研修 (1 泊 2 日) :

平成 30 年 8 月～12 月に留学を開始する派遣留学生

関東会場 (予定)

①2018 年 (平成 30 年) 7 月 30 日 (月), 31 日 (火)

②2018 年 (平成 30 年) 8 月 1 日 (水), 2 日 (木)

③2018 年 (平成 30 年) 8 月 4 日 (土), 5 日 (日)

④2018 年 (平成 30 年) 8 月 6 日 (月), 7 日 (火)

関西会場 (予定)

⑤2018 年 (平成 30 年) 8 月 9 日 (木), 10 日 (金)

平成 31 年 1 月～3 月に留学を開始する派遣留学生

関東会場 (予定)

⑥2018 年 (平成 30 年) 12 月 (予定)

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始 : 平成 30 年 8 月 11 日 (土) 以降

事後インターンシップ : 留学等の終了後

※事前・事後併せて 20 日間以上となるようにしてください。

事後報告会 : 11 月～1 月に予定していますが、詳細は後日お知らせします。
(本協議会が実施)

13. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後 1 か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後 1 年以内に、年 4 回 (3 月、6 月、9 月、12 月予定) 開催する日本代表プログラムの事後研修 (1 泊 2 日) のいずれか 1 回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ウェブサイト <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」



に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。
(たびレジ: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全担当)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等(留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等)については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

17. 障がいのある学生について

障がいのある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

住所: 〒321-8505 宇都宮市峰町350 宇都宮大学企画広報課内

大学コンソーシアムとちぎ事務局 (担当: 五月女優子)

電話: (028)649-5015

FAX: (028)649-5026

メール: postmaster@consortium-tochigi.jp